

令和7年2月26日

行田市議会議長
町田 光 様

提 出 者

行田市議会議員 橋 本 祐 一

行田市議会議員 木 村 博

議案の提出について

下記議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

件 名 行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

理 由 人事院勧告を踏まえた本市一般職及び特別職の期末手当等の改定に準じ、
市議会議員の期末手当についても改定を行うため、条例の一部を改正する
ものである。

議第 1 号

行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 210」を「100 分の 220」に改める。

第 2 条 行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 195」を「100 分の 200」に、「100 分の 220」を「100 分の 215」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

第2条の規定による行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の200</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の195</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)